

別記

(二)

服務規定 其の二

- 昭和九年一月五日附 服務規定 其の二 署名捺印致し誓約書を今日至るも一向に改善の行動なし以前より以上は助長せしこと、思ふ依り再度署名捺印の上誓約す若し違約者如何なる処分を要し候と絶對に不服不申述に退店致し迷惑相林け不申右誓約候也
- 一 食堂に從業する男子從業員は今日限り主任をり芝草席に待ちて客と飲酒せぬ事
- 二 挨拶は立禮の儀にして速かに客席より離れる事
- 三 各自自己責任勤務は遵守する事
- 四 外出時間二時間以内は改り外出する場合は三階事務所備付外出簿に行生諾事項明記の上外出する事
- 五 但し午後四時以後は外出せぬ事
- 六 無断外出者は違約者と見做し相當制裁を加へられとも不服申さぬ事
- 六 公休の場合事務所へ届出る事

右誓約致し署名捺印候也

昭和九年三月十六日

別記

(三)

慰見 書

今般銀座興業合資會社ノ経営ニ係ル カフエー ワイデノ從業員 高野勝太郎 東貞老 加藤正元以上三名ノ解雇ノ件ニ付テハ兩者協議ノ結果左ノ条項ニ依テ内滿解決ス

- 一 午當トシテ本給ノ一ヶ月半支給ス
- 一 此後ノ生活保障ノ件トシテ 昭和九年七月十五日以後一ヶ月間ニワイデ經營者側ニテ責任ヲ以テ就職ノ勞ヲ取ルコト
- 一 第二項ノ責任ヲ果シ得ザルトキハ ワイデ經營者側ニテ一人金十五圓也死ヲ支給ス
- 一 但シ就職シタル者ハ本項ハ消滅ス
- 一 就職セザル者ハ ワイデ經營者側ニテ第二項ノ責ヲ果サハル時第三項ノ金十五圓也ヲ支給スルコトニ依ツテ本慶書ヲ無効トス

昭和九年七月十四日

ワイデ店主

- 西村重太郎 (印)  
吉村信遠 (印)  
高野勝太郎 (印)  
東貞老 (印)  
加藤正元 (印)  
渡辺映人 (印)
- 立會人